

降ひょう被害が発生した農作物の技術対策

福島県農林水産部農業振興課

令和元年5月14日、15日の降ひょうにより、農作物等に被害が発生しました。被害があった作物については以下の対策を講じましょう。

1 果樹

(1) 被害程度と影響

降ひょうによる被害の程度は、降ひょうの時期(生育ステージ)、降ひょう時間、ひょうの大きさや量、雨混じりかどうかなどにより異なります。また、被害を受けた果樹の生育ステージによりその後の回復程度も異なります。

なお、枝葉に大きな被害を受けた場合には、花芽分化に支障をきたし、翌年の果実生産にまで影響することもあります。

(2) 被害後の対策

ひょう害は、葉や果実などが落下し一見甚大な被害に見えますが、果樹の種類や生育ステージによっては回復することもあるので、適切な対策を実施しましょう。

ア 被害程度別対策

葉、新梢、果実の被害が大きく、それらの損傷が激しい場合は、樹の負担を軽くするため損傷程度の重い果実を摘果しましょう。

着果量は果実や樹体の損傷程度を勘案し、総合的に判断しましょう。

被害程度が軽い場合は、摘果を強く実施すると樹勢が強くなるので、被害程度の軽い果実は適宜残し、樹勢をコントロールしましょう。

イ 新梢管理

新梢が途中から折損した場合には、葉腋芽のあるところまで切り戻し、腋芽の發芽を待つ。新梢が被害を受けると徒長枝が発生しやすくなるので、これらを適切に管理しましょう。

ウ 病害虫防除

降ひょうにより枝葉や果実に傷がついており、病原菌が侵入しやすくなっているので、被害の多少にかかわらず防除指針及び各地域の防除暦に従って速やかに薬剤散布を実施しましょう。なお、散布は枝幹内部まで薬液が届くように丁寧に行いましょう。

エ その他

通常、樹勢回復のために追肥を行うと、樹が強勢となり樹勢のコントロールが困難になるので追肥は控えましょう。しかし、新梢のほとんどが被害を受け落下したような場合には、発芽を促すために追肥を行いましょう。

成熟期の果実が被害を受けた場合は、損傷程度により区分し、適正に処理しましょう。

2 野菜

(1) 茎葉に被害を受けた場合、軟腐病などの細菌性病害や灰色かび病などが発生しやすいので早急に防除を行いましょう。

(2) 被害を受けた若茎や果実は、早期に取り除いて株への負担を軽減し、草勢の回復を図りましょう。茎葉の被害が大きい場合は、全体の果実（幼果含む）を摘み取り新葉や側枝の発生を促しましょう。

(3) 草勢回復のため、速効性肥料の追肥や液肥の葉面散布を行いましょう。

(4) 被害程度が重く、出荷できる可能性が低い場合や、葉菜類等のように短期間で収穫可能なものは、他作物への転換やまき直しを行いましょう。

3 花き

- (1) 被害程度が軽い場合でも、傷口から病害が感染することがあるため、防除指針に従い薬剤散布を行いましょう。
- (2) 被害程度が比較的軽いものについては、生育状況を見ながら葉面散布剤等で草勢の回復を図りましょう。
- (3) 生育回復が望めない株については、そのまま放置すると病害等の感染源になる場合もあるため、速やかに処分し補植を行いましょう。

発行：福島県農林水産部農業振興課 TEL 024(521)7344

○農業振興課ホームページ：以下のURLより他の農業技術情報（生育情報、気象災害対策、果樹情報、特別情報）をご覧いただけます。

URL：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36021a/>